

田野町U I ターン等引越し支援事業費補助金交付要綱

(令和7年4月1日要綱第13号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、県外から田野町への移住定住の促進を図るため、本町以外に居住していた移住者が田野町への引越しのために要した費用に対して、田野町U I ターン等引越し支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Uターン 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であって、田野町に5年以上の居住歴のあるものが、定住の意思を持って再び田野町へ移住することをいう。
 - ア 田野町に住所を有していない者であって、高知県外に1年以上居住している者。
 - イ 田野町に住所を有して原則として1年を経過しない者であって、住所を有する前に高知県外に1年以上居住していた者。
- (2) Iターン 田野町外の出身者であって、高知県外から田野町に転入した者をいう。
- (3) 二段階移住 高知県外から高知市に移住した者のうち、高知県の環境や土地の情報等を得た上で高知県内の他の市町村に移住することを予定している者（以下「お試し移住者」という。）が田野町へ移住することをいう。
- (4) 移住 転勤、就学その他一時的な居住ではなく、永住又は5年以上に渡って居住する意思を持って、田野町に転入し、田野町の住民基本台帳に登録され、かつ、生活の本拠を田野町に置くことをいう。
- (5) 引越し事業者等 貨物軽自動車運送事業の届出又は貨物自動車運送事業法第3条の許可を受けているもの。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) Uターン者
 - (2) Iターン者
 - (3) 二段階移住者 高知市が発行するお試し移住者であることを証明するものの交付を受けている者。
- 2 前項の各号に規定する補助対象者又はその同一世帯員が過去にこの補助金の交付を受けたことがある場合は、当該補助金の交付の日から5年以上経過している者。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としないものとする。
- (1) 田野町暴力団排除条例（平成23年3月8日田野町条例第1号）に規定する暴力団等。
 - (2) 県税及び市町村税等の滞納がある者。
 - (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による公的扶助を受けている者。
 - (4) 地方創生移住支援事業費補助金を受けている者。
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、補助金の交付の対象として、町長が適当でないと認める者。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、交付要件、補助率及び補助限度額等は別表第1に定めるとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、自ら若しくは親族や友人に依頼して荷物の運搬を行った場合にかかる経費は、補助対象事業としない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、田野町U I ターン等引越し支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を精査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、田野町U I ターン等引越し支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、田野町U I ターン等引越し支援事業費補助金交付請求書（様式第3号）により町長に補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は前項の請求を受け取ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件（別表第1に規定する交付要件）、その他この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、第1項の規定による取消しをしたときは、田野町U I ターン等引越し支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 町長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて田野町U I ターン等引越し支援事業費補助金返還命令書（様式第5号）により既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を求める金額（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）は別表第2のとおりとする。

2 前条及び前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

(調査等)

第10条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出、報告の求めその他の調査をすることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

交付対象者	補助対象事業	補助対象経費	交付要件	補助率及び 補助限度額
第3条に掲げる要件を満たす者であり、かつ、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者。 (1) 34歳以下の単身者 (2) 若者夫婦(ともに39歳以下) (3) 子育て世帯(子が18歳未満)	Uターン引越し支援事業 Iターン引越し支援事業	引越し事業者等に依頼して行う、県外からのU・Iターンに係る荷物の運搬に要する経費(事業者に支払った引越し費用)	(1) 補助金の交付の申請は、引越しの完了日(領収書の日付)又は本町への転入日(住民票異動日)のいずれか遅い日から3箇月以内であること。 (2) 補助対象期間は、補助金の交付を申請する年度の前年度の1月1日から当該年度末までとする。 (3) 住民票の移動が完了していない場合は、速やかに本町への移住移転の手続きを行うこと。 (4) 補助事業を完了した日から5年間は、本町に居住する見込みであること。	補助対象経費に5分の4を乗じて得た額 34歳以下の単身者 100,000円 若者夫婦(ともに39歳以下) 200,000円 子育て世帯(子が18歳未満) 200,000円
第3条に掲げる要件を満たす者であり、かつ、上記(1)～(3)に掲げる以外の者。	Uターン引越し支援事業 Iターン引越し支援事業 二段階移住引越し支援事業	引越し事業者等に依頼して行う、県外からのU・Iターン及び高知市からの二段階移住に係る荷物の運搬に要する経費(事業者に支払った引越し費用)	(1) 補助金の交付の申請は、引越しの完了日(領収書の日付)又は本町への転入日(住民票異動日)のいずれか遅い日から3箇月以内であること。 (2) 補助対象期間は、補助金の交付を申請する年度の前年度の1月1日から当該年度末までとする。 (3) 住民票の移動が完了していない場合は、速やかに本町への移住移転の手続きを行うこと。 (4) 補助事業を完了した日から5年間は、本町に居住する見込みであること。	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額 単身世帯 50,000円 2人以上世帯 100,000円 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額 単身世帯 40,000円 2人以上世帯 60,000円

備考

- 他の補助金、助成金、手当等の交付の対象となる場合において、当該補助金等の算定基礎となる部分については、この補助金の交付の対象外とする。
- 補助金の額は、補助対象経費と補助限度額のいずれか低い方の額とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

別表第2（第9条関係）

補助事業の完了の日からの経過年数	返還すべき金額
1年未満	補助金確定額の100%
1年以上2年未満	補助金確定額の80%に相当する額
2年以上3年未満	補助金確定額の60%に相当する額
3年以上4年未満	補助金確定額の40%に相当する額
4年以上5年未満	補助金確定額の20%に相当する額